

地方独立行政法人りんくう総合医療センター役員報酬等規程

平成 23 年 4 月 1 日

規 程 第 3 号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、基本給、通勤手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）又は地方独立行政法人りんくう総合医療センター非常勤職員給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が非常勤の役員を兼ねる場合は、非常勤役員手当を支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員給与規程の規定の例による。

(基本給)

第4条 常勤の役員の基本給の額は、次の表のとおりとする。

区 分	基本給の額（月額）
理事長	1,005,000 円
副理事長	753,000 円

(通勤手当)

第5条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

(賞与)

第6条 賞与の額及び支給に関しては、職員給与規程に規定する期末手当及び勤勉手当の例による。

2 理事長は、前項の賞与の額について、地方独立行政法人りんくう総合医療センター評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の80から100分の120の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当の額は、月額50,000円とする。

2 前項に定める額のほか、非常勤役員勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(日割計算)

- 第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から基本給を支給する。
- 2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本給を支給する。
 - 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。
 - 4 第1項及び第2項の規定により基本給を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(報酬の支払方法)

- 第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

- 第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退職手当)

- 第11条 常勤の役員が退職(死亡した場合を含む)した場合には、退職手当を支給し、非常勤の役員に対する退職手当は、これを支給しない。
- 2 常勤の役員に支給する退職手当の額は、在職期間1年につき、第4条に規定する当該役員の給料月額に、当該役員の業績を踏まえ、100分の80から100分の120までの範囲内で理事会で決定した割合を乗じて得た額とする。
 - 3 前項の在職期間の計算は、当該役員に就任した日の属する月から退職した日の属する月までの月数(48月を超えるときは、48月)を12で除した数による。この場合において、その数に端数が生じたときは、小数点以下第3位を切り捨てるものとする。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、在職中に法人の業績が悪化し、又は法人に重大な損害を与えた役員に対しては、退職手当を支給しないことができる。この場合において、退職手当の不支給は、理事会において決定する。
 - 5 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項第2号又は同条第3項の規定により役員を解任された場合には、退職手当は支給しない。

(旅費)

- 第12条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。
- 2 前項の旅費の額及び支給方法については、職員の例による。

(その他)

- 第13条 役員の報酬及び退職手当の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(基本給の特例)

- 1 平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間における常勤の役員の基本給の額は、第 4 条に掲げる基本給の額に 100 分の 70 を乗じて得た額とする。ただし、退職手当を計算する場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員の期末手当、勤勉手当及び業績手当に関する規程第 2 条第 3 項及び第 9 条第 3 項の規定中「給料月額」とあるのは、前項により算定された額とする。

(基本給及び非常勤役員手当の特例)

- 1 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における常勤の役員の基本給及び非常勤役員の手当の額は、第 4 条に掲げる基本給の額に 100 分の 80 を、第 7 条第 1 項に掲げる非常勤役員手当の額に 100 分の 90 をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、退職手当を計算する場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員の期末手当、勤勉手当及び業績手当に関する規程(平成 23 年規程第 9 号)第 2 条第 3 項及び第 9 条第 3 項の規定中「給料の月額」とあるのは、前項により算定された額とする。

附 則 (平成 23 年 11 月 17 日改正)

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。